

家畜保健衛生だより

平成27年度 第13号

韓国で口蹄疫が発生しました！

平成28年1月12日、韓国家畜衛生当局は、全羅北(チョルラブク)道 金堤(キムジェ)市の豚飼育農場において口蹄疫が発生したと発表しました。韓国では平成26年12月から平成27年4月までに185件(牛5件、豚180件)の流行があり、その時は平成27年4月28日忠清南(チュンチョンナム)道洪城(ホンソン)郡における牛での発生を最後に発生はありませんでした。

口蹄疫とは？

- ・「口蹄疫ウイルス」によって、牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか、いのしし等が感染します。
- ・突然40～41の発熱、元気消失に陥ると同時に多量の流涎(よだれ)がみられ、口、蹄、乳頭等に水泡やびらんを形成し、食欲不振、跛行(足をひきづる)を呈します。

畜産関係者の皆様には、**飼養衛生管理基準を遵守し、侵入防止に努めましょう。**また、原則口蹄疫発生国への渡航の自粛をお願いしておりますが、やむを得ず渡航する場合には次の留意事項を厳守してください。

1 口蹄疫発生国へ渡航する場合

- (1) 畜産関連施設に立ち入らないこと。
- (2) 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- (3) 帰国の際、動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

2 口蹄疫発生国から帰国後

- (1) 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。やむを得ず立ち入る場合は、入浴・更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

(2) 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区

域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

3 口蹄疫発生国からの郵便物、貨物等の受取りに当たっての留意点

発生国の畜産関連施設からの郵便物等は、衛生管理区域内に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講じること。

4 消毒の徹底

口蹄疫ウイルスには、消石灰液、炭酸ソーダ液等が有効です。

5 早期通報

飼養している家畜に異状が認められた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。



神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL : 0463-58-0152 FAX : 0463-58-5679